

会員の処分について

(令和6年5月1日現在)

1. 大阪府社会保険労務士会の処分

①社会保険労務士法第25条の30(会則を守る義務)、大阪府社会保険労務士会会則第44条(会則等の遵守)、及び同会則第62条(会費の納入)の規定の義務違反。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	勤務等	27080246(8631)	大石小百合	H24.7.26	会員権停止(H24.7.27~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪西支部	勤務等	28990034(11834)	楠本晃久	H27.11.27	会員権停止(H27.11.28~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪北摂支部	開業	27980086(622)	武田貴信	R3.1.22	会員権停止(R3.1.23~)※
				R4.9.27	退会勧告
大阪東支部	開業	27940025(2645)	山田寿	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪中央支部	開業	27090011(3167)	吉元正士	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪南支部	勤務等	39100006(21493)	谷内豊	R4.9.27	会員権停止(R4.9.28~)※
					退会勧告
大阪北東支部	開業	27090169(12114)	石塚育子	R5.10.19	会員権停止(R5.10.20~)※

※会員権停止期間は、処分日以降に発生した未納会費も含めて、全額の納入が確認できるまで。

2. 厚生労働省の処分

①社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	25110016(20991)	吉竹延禎	R4.3.4	業務停止 1年(R4.3.4~R5.3.3)

②社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	開業	27120233(20441)	長野真士	R6.2.23	業務停止 1年(R6.2.23~R7.2.22)

③社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27120231(20439)	井上裕介	R6.3.1	業務停止 1年(R6.3.1~R7.2.28)

④社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪いずみ支部	開業	27830586(7604)	永本忠久	R6.3.2	業務停止 1年(R6.3.2~R7.3.1)

⑤社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号(会員番号)	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27040105(11590)	本田忠行	R5.3.25	失格処分

社会保険労務士に対する苦情につきましては下記までご相談ください。

【連絡先】大阪府社会保険労務士会苦情相談窓口 ☎06-4800-8188

■令和6年2月23日付け懲戒処分について

1. 会員の氏名
長野 真士 会員番号20441 (大阪東支部・開業)
2. 処分の種類
業務停止 1年
3. 処分の期間
令和6年2月23日から令和7年2月22日まで
4. 処分の理由
株式会社Aから提出代行を受託した両立支援等助成金(出生時両立支援コース)及びキャリアアップ助成金の支給申請業務に当たり、
 - ① 両立支援等助成金については、実際には労働者が取得していない育児休業を取得したものであるとする支給申請書を作成するとともに、当該労働者の出退勤一覧を改ざんした上でこれを添付して、令和2年6月26日に、
 - ② キャリアアップ助成金については、賃金規程を偽造するとともに、支給申請書に同規程を添付して、令和2年7月18日に、それぞれ北海道労働局長あて提出したものである。以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

■令和6年3月1日付け懲戒処分について

1. 会員の氏名
井上 裕介 会員番号20439 (大阪いずみ支部・開業)
2. 処分の種類
業務停止 1年
3. 処分の期間
令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
4. 処分の理由
株式会社A、株式会社B及びC有限会社から受託した雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給申請業務に際し、いずれも、会社の労務管理書類等事実を裏付ける資料の確認を一切行っていないことから申請内容が事実と反するおそれがあると認識していたにもかかわらず、これら助成金の支給申請書一式に事実と反する内容を記載するとともに、雇用の有無、休業日数、賃金支払額等の実態と異なる賃金台帳等を自ら作成し、大阪労働局長に提出したものである。
以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

■令和6年3月2日付け懲戒処分について

1. 会員の氏名
永本 忠久 会員番号7604 (大阪いずみ支部・開業)
2. 処分の種類
業務停止 1年
3. 処分の期間
令和6年3月2日から令和7年3月1日まで
4. 処分の理由
株式会社Aから受託した労働者死傷病報告(以下「死傷病報告」という。)及び療養補償給付たる療養の給付請求書(以下「5号様式」という。)の作成並びに死傷病報告の提出代行事務に際し、代表取締役から指示を受けて、災害発生場所及び発生状況について虚偽の内容を記載した死傷病報告及び5号様式を作成するとともに、当該死傷病報告を令和4年12月5日に堺労働基準監督署長に提出したものである。
以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。